

大垣都市計画区域区分の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

令和7年1月8日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 都市計画の種類及び名称
大垣都市計画区域区分
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 3 都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに大垣市都市計画課、垂井町都市計画課、神戸町建設課及び安八町まちづくり推進課
- 4 縦覧期間
令和7年1月8日から
同 年1月22日まで
- 5 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。